

## 第6章 死体解剖保存法

### 2 . 解剖室外解剖許可申請

1 事 案	解剖室以外の場所で解剖を行う場合、あらかじめ申請する。
2 根拠法令	法9条 ただし書き
3 提出宛名	保健所長
4 提出部数	1部 [進達なし]
5 添付書類	(1) 解剖しようとする場所の構造設備概要、平面図
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 許可指令書交付
7 審査要領	(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 記載事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押印されているか。
8 備考	

# 解剖室外死体解剖許可申請書

一 解剖しようとする者の住所、氏名及び年齢

二 法第二条第一項の該当号

第 号に該当

三 解剖しようとする場所

四 解剖室以外で解剖しようとする特別の事情

五 死体の住所、氏名及び性別（死胎のときは父母の住所、氏名及び死胎の性別）

右記により解剖室以外の場所で死体解剖の許可を受けたいので死体解剖法第九条ただし書きの規定により申請します。

年 月 日

住 所 郵便番号

電話番号

氏 名

印

保 健 所 長 様